

国際郵便約款 新旧対照表

※下線部分が改正部分

現 行	改 正												
<p style="text-align: center;">国際郵便約款</p> <p>(略)</p> <p><u>(EMS郵便物の配達時間保証扱い)</u></p> <p><u>第39条 EMS郵便物のうち、郵便物を一定の日時まで配達する扱い(以下「配達時間保証扱い」といいます。)を行うものを配達時間保証EMS郵便物といたします。</u></p> <p><u>2 前項に規定する一定の日時については、当社が別に定めるところによります。</u></p> <p><u>3 配達時間保証EMS郵便物の差出人には、その郵便物の配達結果に関する通知を行います。ただし、差出人がその通知を必要としない場合は、この限りではありません。</u></p> <p>(EMS郵便物の保冷扱い)</p> <p><u>第39条の2</u> EMS郵便物のうち、郵便物を保冷したまま外国の受取人に配達する扱いを行うものを保冷EMS郵便物といたします。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(EMS郵便物の利用条件)</p> <p>第40条 EMS郵便物は、次の条件により差し出していただきます。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>2 配達時間保証EMS郵便物を差し出すためには、前項(1)及び(2)に規定するほか、当社が別に定める条件に従っていただきます。</u></p> <p><u>3 保冷EMS郵便物を差し出すためには、第1項(1)及び(2)に規定するほか、当社が別に定める条件に従っていただきます。</u></p> <p>(料金の返還)</p> <p>第51条 既に支払われた国際郵便に関する料金は、次に掲げるものであって、かつ、それぞれ次に掲げる請求期間内において、これを支払った者(7の場合において受取人に損害賠償するものにあつては、受取人)からの請求があつた場合に、これを返還します。</p>	<p style="text-align: center;">国際郵便約款</p> <p>(略)</p> <p>(削る。)</p> <p>(EMS郵便物の保冷扱い)</p> <p><u>第39条</u> EMS郵便物のうち、郵便物を保冷したまま外国の受取人に配達する扱いを行うものを保冷EMS郵便物といたします。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(EMS郵便物の利用条件)</p> <p>第40条 EMS郵便物は、次の条件により差し出していただきます。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(削る。)</p> <p><u>2 保冷EMS郵便物を差し出すためには、前項(1)及び(2)に規定するほか、当社が別に定める条件に従っていただきます。</u></p> <p>(料金の返還)</p> <p>第51条 既に支払われた国際郵便に関する料金は、次に掲げるものであって、かつ、それぞれ次に掲げる請求期間内において、これを支払った者(7の場合において受取人に損害賠償するものにあつては、受取人)からの請求があつた場合に、これを返還します。</p>												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">区 別</th> <th style="width: 33%;">返還される料金</th> <th style="width: 33%;">請求期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～4 (略)</td> <td>(略)</td> <td>料金を支払った日から1年</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	返還される料金	請求期間	1～4 (略)	(略)	料金を支払った日から1年	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">区 別</th> <th style="width: 33%;">返還される料金</th> <th style="width: 33%;">請求期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～4 (略)</td> <td>(略)</td> <td>料金を支払った日から1年</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	返還される料金	請求期間	1～4 (略)	(略)	料金を支払った日から1年
区 別	返還される料金	請求期間											
1～4 (略)	(略)	料金を支払った日から1年											
区 別	返還される料金	請求期間											
1～4 (略)	(略)	料金を支払った日から1年											

現 行		改 正	
5 外国宛てEMS郵便物について、EMS郵便物の取扱いをしなかった場合又はEMS郵便物の取扱いをしないのと同様の結果を生じた場合（ <u>6の2及び6の3</u> に規定する場合及び不可抗力による場合を除きます。）	(略)	5 外国宛てEMS郵便物について、EMS郵便物の取扱いをしなかった場合又はEMS郵便物の取扱いをしないのと同様の結果を生じた場合（ <u>6及び6の2</u> に規定する場合及び不可抗力による場合を除きます。）	(略)
<u>6 外国宛て配達時間保証EMS郵便物について、配達時間保証扱いをしなかった場合又は配達時間保証扱いをしないのと同様の結果を生じた場合（不可抗力による場合を除きます。）</u>	<u>差出しの際に支払われた配達時間保証扱 いの料金（その配達時間保証扱の料金が、 料金割引の適用により合計額又は総計額が 割り引かれたものである場合には、支払わ れた料金の合計額又は総計額を上回らない ことを限度として、その郵便物が料金割引 の対象とされなかった場合に支払われるべ き料金とします。）</u>		
<u>6の2</u> 冷蔵型保冷EMS郵便物について、冷蔵型保冷扱いをしなかった場合又は冷蔵型保冷扱いをしないのと同様の結果を生じた場合（不可抗力による場合を除きます。）	(略)	<u>6</u> 冷蔵型保冷EMS郵便物について、冷蔵型保冷扱いをしなかった場合又は冷蔵型保冷扱いをしないのと同様の結果を生じた場合（不可抗力による場合を除きます。）	(略)
<u>6の3</u> 冷凍型保冷EMS郵便物について、冷凍型保冷扱いをしなかった場合又は冷凍型保冷扱いをしないのと同様の結果を生じた場合（不可抗力による場合を除きます。）	(略)	<u>6の2</u> 冷凍型保冷EMS郵便物について、冷凍型保冷扱いをしなかった場合又は冷凍型保冷扱いをしないのと同様の結果を生じた場合（不可抗力による場合を除きます。）	(略)

現 行			改 正		
7 書留若しくは保険付とする通常郵便物、小包郵便物又はEMS郵便物に関し、亡失又は内容品の全部の盗取若しくは全面的な損傷について当社が損害賠償しなければならぬ場合（外国来郵便物にあっては、受取人が郵便物の不良状態を理由として受取りを拒絶した場合も含みます。）	差出しの際に支払われた郵便物の料金（その郵便物が、料金割引の適用により合計額又は総計額が割り引かれたものである場合には、支払われた料金の合計額又は総計額を上回らないことを限度として、その郵便物が料金割引の対象とされなかった場合に支払われるべき料金とします（EMS郵便物にあっては、第5表（EMS郵便物の料金）第2の1ただし書及び 第2の2の2 ただし書の規定により算出した額を除きます。）。8から11までについても同様とします。）、 <u>特殊取扱の料金</u> （書留とする郵便物にあっては書留料を、保険付とする郵便物にあっては保険料を除いた額とします。） 及び <u>配達時間保証扱いの料金</u>	損害賠償の通知を受けた日から6か月	7 書留若しくは保険付とする通常郵便物、小包郵便物又はEMS郵便物に関し、亡失又は内容品の全部の盗取若しくは全面的な損傷について当社が損害賠償しなければならぬ場合（外国来郵便物にあっては、受取人が郵便物の不良状態を理由として受取りを拒絶した場合も含みます。）	差出しの際に支払われた郵便物の料金（その郵便物が、料金割引の適用により合計額又は総計額が割り引かれたものである場合には、支払われた料金の合計額又は総計額を上回らないことを限度として、その郵便物が料金割引の対象とされなかった場合に支払われるべき料金とします（EMS郵便物にあっては、第5表（EMS郵便物の料金）第2の1ただし書及び 第2の2 ただし書の規定により算出した額を除きます。）。8から11までについても同様とします。）、 及び <u>特殊取扱の料金</u> （書留とする郵便物にあっては書留料を、保険付とする郵便物にあっては保険料を除いた額とします。）	損害賠償の通知を受けた日から6か月
7の2（略）	（略）	（略）	7の2（略）	（略）	（略）
8 引受停止により郵便物の運送業務の一部又は全部が行われなかった場合	差出しの際に支払われた郵便物の料金（その郵便物が、料金表第1表（通常郵便物の料金）第1の7(2)の規定により差し出された郵便物である場合には、支払われた料金を上回らないことを限度として、その郵便物について料金表第1表第2の4(2)の規定により算出される料金とします。9及び10についても同様とします。）、 <u>特殊取扱の料金</u> 及び <u>配達時間保証扱いの料金</u>	料金を支払った日から1年	8 引受停止により郵便物の運送業務の一部又は全部が行われなかった場合	差出しの際に支払われた郵便物の料金（その郵便物が、料金表第1表（通常郵便物の料金）第1の7(2)の規定により差し出された郵便物である場合には、支払われた料金を上回らないことを限度として、その郵便物について料金表第1表第2の4(2)の規定により算出される料金とします。9及び10についても同様とします。）、 及び <u>特殊取扱の料金</u>	料金を支払った日から1年
9 宛名が詳細かつ明確に記載されている郵便物を差出人に返置した場合	差出しの際に支払われた郵便物の料金、 <u>特殊取扱の料金</u> 及び <u>配達時間保証扱いの料金</u>		9 宛名が詳細かつ明確に記載されている郵便物を差出人に返置した場合	差出しの際に支払われた郵便物の料金 及び <u>特殊取扱の料金</u>	
10・11（略）	（略）		10・11（略）	（略）	
2～4（略）			2～4（略）		
（略）			（略）		

現 行	改 正
	<u>この改正規定は、平成30年1月1日から実施します。</u>

(参考) 国際郵便に関する料金表新旧対照表

※下線部分が改正部分

現 行	改 正
<p style="text-align: center;">国際郵便に関する料金表</p> <p>(略)</p> <p>第5表 EMS郵便物の料金</p> <p>第1 適用</p> <p>1 EMS郵便物の料金</p> <p>EMS郵便物には、次の区別による料金を適用します。</p> <p>(1) EMS郵便物の料金 <u>(3)</u>に掲げるものを除きます。</p> <p><u>(2) EMS郵便物の配達時間保証扱いの料金</u></p> <p><u>(3) 保冷EMS郵便物</u></p> <p>ア～カ (略)</p> <p>2 EMS郵便物の料金割引</p> <p>EMS郵便物の料金は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に定めるところにより割引をします。この場合において、(1)及び(2)のAのいずれも満たすものについては、割引率のいずれか高い方の条件を満たすものとみなします。</p> <p>(1) 同時に差し出されたものの料金割引</p> <p>次に掲げる条件を満たすEMS郵便物の料金については、その合計額（同時に差し出されたその郵便物に対する第2の1（EMS郵便物の料金）又は<u>第2の2の2</u>（保冷EMS郵便物の料金）の表に規定する料金の額を合計した額をいいます。以下この(1)において同じとします。）に、第2の3の(1)（同時に差し出されたものの料金割引）の表に掲げる率を乗じて得た額を、合計額から割り引きます。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(2) 1か月内に差し出されたものの料金割引</p> <p>ア 基本割引</p> <p>次に掲げる条件を満たすEMS郵便物の料金については、その総計額（1か月内に差し出されたその郵便物に対する第2の1（EMS郵便物の料金）又は<u>第2の2の2</u>（保冷EMS郵便物の料金）の表に規定する料金の額を合計した額をいいます。以下この(2)において同じとします。）に第2の3の(2)のA（基本割引率）の表に掲げる率を乗じて得た額を、総計額から割り引きます。</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>第2 料金額</p>	<p style="text-align: center;">国際郵便に関する料金表</p> <p>(略)</p> <p>第5表 EMS郵便物の料金</p> <p>第1 適用</p> <p>1 EMS郵便物の料金</p> <p>EMS郵便物には、次の区別による料金を適用します。</p> <p>(1) EMS郵便物の料金 <u>(2)</u>に掲げるものを除きます。</p> <p>(削る。)</p> <p><u>(2) 保冷EMS郵便物</u></p> <p>ア～カ (略)</p> <p>2 EMS郵便物の料金割引</p> <p>EMS郵便物の料金は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に定めるところにより割引をします。この場合において、(1)及び(2)のAのいずれも満たすものについては、割引率のいずれか高い方の条件を満たすものとみなします。</p> <p>(1) 同時に差し出されたものの料金割引</p> <p>次に掲げる条件を満たすEMS郵便物の料金については、その合計額（同時に差し出されたその郵便物に対する第2の1（EMS郵便物の料金）又は<u>第2の2</u>（保冷EMS郵便物の料金）の表に規定する料金の額を合計した額をいいます。以下この(1)において同じとします。）に、第2の3の(1)（同時に差し出されたものの料金割引）の表に掲げる率を乗じて得た額を、合計額から割り引きます。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(2) 1か月内に差し出されたものの料金割引</p> <p>ア 基本割引</p> <p>次に掲げる条件を満たすEMS郵便物の料金については、その総計額（1か月内に差し出されたその郵便物に対する第2の1（EMS郵便物の料金）又は<u>第2の2</u>（保冷EMS郵便物の料金）の表に規定する料金の額を合計した額をいいます。以下この(2)において同じとします。）に第2の3の(2)のA（基本割引率）の表に掲げる率を乗じて得た額を、総計額から割り引きます。</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>第2 料金額</p>

現 行

1 EMS郵便物の料金

EMS郵便物の料金（2の2に掲げるものを除きます。）は、次表のとおりとします。ただし、差出人が20,000円を超える損害要償額を申し出た場合にあつては、その料金は、次表の料金額に当該損害要償額が20,000円を超える20,000円又はその端数ごとに50円の割合で算出した額を加えた額とします。

表（略）

2 EMS郵便物の配達時間保証扱いの料金

名宛地域	料金額
香港、シンガポール	600円
大韓民国、台湾、中華人民共和国、マレーシア	400円

2の2 保冷EMS郵便物の料金

（略）

3（略）

（略）

改 正

1 EMS郵便物の料金

EMS郵便物の料金（2に掲げるものを除きます。）は、次表のとおりとします。ただし、差出人が20,000円を超える損害要償額を申し出た場合にあつては、その料金は、次表の料金額に当該損害要償額が20,000円を超える20,000円又はその端数ごとに50円の割合で算出した額を加えた額とします。

表（略）

（削る。）

2 保冷EMS郵便物の料金

（略）

3（略）

（略）

附 則（平成29年11月13日 2017 - 日国際第258号）

この改正規定は、平成30年1月1日から実施します。